

転入出予定者申込先及び利用調整基準表の変更について

あきる野市では、①転出予定又は転入予定の場合の申込先、②入所の利用調整基準表を変更しました。それに伴い、令和6年度保育施設入所のしおりの内容を以下のように変更いたします。

変更箇所について

令和6年度保育施設入所のしおり

7ページ **6** 転出予定で市外の保育施設を利用した場合

(変更前) ② 転出先の申込締切日の7開庁日(土・日・祝日を除く。)前までに、あきる野市保育課へお申込みください。あきる野市から転出先に郵送します。

(変更後) ② 転出先の保育担当部署に直接お申し込みください。

8ページ **7** あきる野市に転入予定で、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

(変更前) ① 住民登録のある保育担当部署からお申込みください。

(変更後) ① あきる野市へ直接お申込みください。

※ 郵送での申請も可能です。(締切日必着)ただし、事前にあきる野市保育課までご連絡ください。

13ページ

基準点数表

次の1行を追加

里親家庭	里親として児童の養育を受託している場合	110
------	---------------------	-----

※ 該当者は、里親委託(措置)決定通知書のコピーをご提出ください。

利用調整表

次の2行を削除

認証保育所、保育室等に預けている場合	+10
産休明け等で職場復帰しなければならない場合	+10

次の下線部分を追加

<u>保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として就労、又は就労する予定である場合(市内の児童福祉施設等で就労している、又は就労する予定である場合は、さらに5点をプラスする。)</u>	+5
--	----

変更時期について

令和6年12月1日入所の申込み・利用調整から

【問合せ先】

あきる野市 こども家庭部保育課保育係
電話 042-558-1111 内線 2651,2652